

令和7年度介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開(見える化要件)

介護職員の処遇改善につきまして、これまでにも何度か取り組みが行われてきました。2024年(令和6年)6月の介護報酬改定においては、これまでの「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」が一本化され、「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。当法人におきましても加算算定を行っております。当該加算を算定するためには、以下の要件を満たしている必要があります。

- A 現行の介護職員等処遇改善加算(I)から(IV)まで取得していること
- B 介護職員等処遇改善加算の職場環境要件に関し、複数の取組を行っていること
- C 介護職員等処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載を通じて見える化を行っていること

Cの「見える化」要件とは、2020年度からの算定要件で、介護サービスの情報公開制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善加算に関する具体的な取組(賃金以外)につきまして、以下の通り公表いたします。

	当法人としての取組
入職促進に向けた取組	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	職場体験の受け入れた地域行事への参加や主催等による職業魅力度の取組の実施
資質の向上やキャリアパスに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアマップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	職員の実情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	有休休暇が取得しやすい環境の整備
	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛等を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

生産性向上のための業務改善の取組	<p>厚労省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、3か月に1回の委員会開催など)</p> <p>タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減</p> <p>5S活動(業務管理の手法の一つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備</p>
やりがい・働きがいの醸成	<p>地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施</p> <p>利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供</p>

2025年4月1日

令和7年度介護職員等処遇改善加算取得状況

2025年4月

	新加算Ⅰ	新加算Ⅱ
特別養護老人ホーム恵昭園	○	
特別養護老人ホーム恵昭園短期入所	○	
地域密着型介護老人福祉施設アネックス	○	
介護老人保健施設若杉の里	○	
特別養護老人ホームなの国	○	
ショートステイなのくに	○	
デイサービスセンターなにくに	○ ※5月より取得	○ ※4月まで取得
ヘルパーステーションなにくに	○	